平成２８年（フ）第６号
大分県佐伯市大字長良2812番地
破産者　飛高　美浪
1　決定年月日　平成28年９月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大分地方裁判所佐伯支部破産係

平成２８年（フ）第１１８号
鹿児島県鹿児島市加治屋町２番15号（Ｎビル403号）
破産者　石村かずみ
1　決定年月日　平成28年９月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

破産手続終結及び免責許可決定

平成２７年（フ）第１６９号
長野市大字大豆島1457番地　タウンアイリスＬ棟、破産手続開始決定時の住所長野市若穂保科1216番地５
破産者　小山　正文
1　決定年月日　平成28年８月25日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所民事部破産係

平成２８年（フ）第２２号
埼玉県飯能市大字坂石町分35番地１
破産者　神山　祐司（旧姓西村）
1　決定年月日　平成28年８月31日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２７年（フ）第７１７号
名古屋市北区若鶴町175番地　サングリーンハイツ丹羽103号
破産者　万菊こと　大野　謙二
1　決定年月日　平成28年８月31日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第７５２号
神戸市西区学園西町１丁目１番地の１　1601号、開始決定時の住所神戸市長田区西丸山町３丁目２番10号
破産者　玉井　康博
1　決定年月日　平成28年８月31日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第７３号
和歌山市福島482番地の１　パティスリー北島105号
破産者　関谷寿貞文
1　決定年月日　平成28年８月31日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２７年（フ）第１６３号
和歌山市松島36番地20　シアラ松島Ｂ号、開始決定時の住所和歌山市楠見中272番地の13
破産者　マルニフーズこと　西　　広幸
1　決定年月日　平成28年８月31日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２８年（フ）第１号
広島県呉市阿賀中央３丁目11番12―401号
破産者　山下　博史
1　決定年月日　平成28年８月31日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所呉支部

平成２７年（フ）第１４３号
青森市大字幸畑字松元84番地６
破産者　穐元　知則
1　決定年月日　平成28年９月１日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第２８５号
青森市大字三内字沢部189番地７　オークビレッジＡ―203
破産者　澁谷　秀貴
1　決定年月日　平成28年９月１日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所民事部破産係

平成２８年（フ）第９号
秋田県横手市平和町12番19号　稲荷アパート１号室（破産手続開始決定時の住所）秋田県横手市朝日が丘２丁目８番33号
破産者　高橋　　剛
1　決定年月日　平成28年９月１日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所横手支部

平成２７年（フ）第１３９２号
横浜市港北区篠原東１丁目４番51―７号
破産者　神谷　亮吉
1　決定年月日　平成28年９月１日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第１９号
横浜市泉区中田南４丁目１番51―２Ａ号
破産者　二ノ宮祐一
1　決定年月日　平成28年９月１日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第５２９号
横浜市港南区日野中央３丁目16番16号
破産者　加納　　孝
1　決定年月日　平成28年９月１日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第６２４号
横浜市栄区田谷町1925番地１　サンビレッジＩ　201
破産者　深田　達矢
1　決定年月日　平成28年９月１日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第１２０号
大阪府豊中市上野東３丁目18番75号
破産者　岡田　　章
1　決定年月日　平成28年９月１日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所